

## 特定非営利融資法人の条件

### 貸金業法施行規則

(資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる事由)

第五条の三 法第六条第一項第十四号 に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 営利を目的としない法人であること。

ロ 純資産額(第五条の五第一項第一号又は第二項第一号若しくは第二号に定める金額をいう。)が五百万円以上であること。

ハ 特定非営利活動(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第一項 に規定する特定非営利活動をいう。)に係る事業に対する貸付け又は生活に困窮する者を支援するための貸付けを事業の主たる目的とし、その旨を定款又は寄附行為において定めていること。

ニ 定款又は寄附行為において、次に掲げる事項を定めていること。

(1) 剰余金の分配及び出資の払込みを受けた額を超える払戻しを行わないこと。

(2) 解散時の残余財産をハに規定する貸付けの事業を行うことを主たる目的とする者又は国若しくは地方公共団体に帰属させること。

ホ 純資産額が令第三条の二 で定める金額に満たない者がイからニまでに掲げる要件に該当し法第三条第一項 の登録を受けた場合(純資産額が令第三条の二 で定める金額に満たない貸金業者が、第二十六条の二十五第一項第三号に掲げる場合に該当する旨の届出をして引き続き貸金業を営む場合を含む。)においては、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(1) イからニまでに掲げる要件に該当した後行うすべての貸付けに関し、年七・五パーセントを超える割合による利息(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第三条の規定により利息とみなされるものを含む。以下この号において同じ。)の契約をし、又はその貸付けに関し当該割合を超える割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。

(2) 貸付け(イからニまでに掲げる要件に該当した後行つた貸付けに限る。以下この号において同じ。)による利息の収入があるときは、各事業年度における当該収入額に占めるハに規定する貸付けによる利息の収入額の割合が百分の五十を超えていること。

(3) 次に掲げる書類を作成し、次に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ次に定める日までの間、主たる営業所又は事務所に備え置き、債務者等その他利害関係人から閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させること。

(i) 法第四条第一項 各号に掲げる事項を記載した登録申請書の写し その登録の有効期間の満了日

(i i) 各事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書その他決算に関する書類 翌々事業年度の末日

(i i i) 各事業年度末において残高のある貸付けの契約の内容がわかる書面(個人である債務者等の氏名は除く。) 翌々事業年度の末日